

中間答申

オンライン資料の制度的収集を行うに当たって
補償すべき費用の内容について

平成 24 年 3 月 6 日

納本制度審議会

納本制度審議会
平成 24 年 3 月 6 日

国立国会図書館長

長 尾 真 殿

納本制度審議会 会長

中 山 信 弘

中間答申

—オンライン資料の制度的収集を行うに当たって
補償すべき費用の内容について—

本審議会は、平成 23 年 9 月 20 日付け国図収 1109072 号により諮問のあった「平成 22 年 6 月 7 日付け納本制度審議会答申「オンライン資料の収集に関する制度の在り方について」におけるオンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」を受けて調査審議した結果、一定の結論を得たので、納本制度審議会規程（平成 9 年国立国会図書館規程第 1 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき答申する。

中間答申
—オンライン資料の制度的収集を行うに当たって
補償すべき費用の内容について—

目次

はじめに	1
1 中間答申の目的	1
2 用語	2
(1) DRM 等	2
(2) 非ダウンロード型資料	2
(3) 専用端末型資料	3
3 前提とする収集資料の利用方法	3
I オンライン資料の収集に伴う補償の内容	4
II オンライン資料の特性及び分類	6
1 オンライン資料の特性	6
(1) 有体物の収用に伴う損失補償の考え方を準用できない	6
(2) 「作成部数」の概念が存在しない	6
(3) 複製が容易である	6
(4) 出版及び分割が容易であり、従来の出版点数の考え方が適用されにくい	6
(5) 価格が固定されておらず、また価格の改定が容易である	7
2 オンライン資料の分類	8
III オンライン資料の収集に関する補償	9
1 A群資料（DRM等の付与されていない無償出版物）の収集に関する補償	9
(1) 複製費用及び利用による経済的損失	9
(2) 納入に係る手続費用	9

2	B群資料（DRM等の付与されていない有償出版物）及びC群資料（DRM等の付与されている有償出版物）の収集に関する補償	11
	(1) 複製費用及び利用による経済的損失	11
	(2) 納入に係る手続費用	12
3	D群資料（DRM等の付与されている無償出版物）の収集に関する補償	13
4	非ダウンロード型資料の収集に関する補償	13
5	専用端末型資料の収集に関する補償	14
6	代行納入の方法を採る場合の費用	14
	(1) 代行納入の概要	14
	(2) 業務の内容	15
	(3) 代行手数料の金額	15
	おわりに	17
	諮問書	18
	納本制度審議会委員・専門委員名簿	19
	調査審議の経過	21

はじめに

1 中間答申の目的

オンライン資料の収集に関する制度の在り方については、平成 21 年 10 月 13 日の第 17 回納本制度審議会において、国立国会図書館長（以下「館長」という。）から諮問がなされた。この諮問に対しては、平成 22 年 6 月 7 日の第 19 回納本制度審議会において、答申「オンライン資料の収集に関する制度の在り方について」（以下「平成 22 年答申」という。）が決定され、同日、館長へ手交された。

この答申を受けて、平成 23 年 9 月 20 日の第 21 回納本制度審議会では、館長から「平成 22 年 6 月 7 日付け納本制度審議会答申『オンライン資料の収集に関する制度の在り方について』におけるオンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」の諮問がなされた。この諮問は、国立国会図書館（以下「館」という。）が平成 22 年答申に基づいて行うオンライン資料の制度的収集に関して、費用補償の対象及び水準はいかなるものであるべきか、また、適正な補償額はいかにして算定すべきかについて、調査審議を求めるものであった。

納本制度審議会は、この諮問事項について、審議会が必要とする専門的事項を調査審議するため、納本制度審議会議事運営規則第 10 条の規定に基づき、「オンライン資料の補償に関する小委員会」を設置した。同小委員会は、平成 23 年 10 月から 11 月にかけて 2 回の調査審議を行い、第 22 回納本制度審議会において調査審議の結果を中間報告として報告した。同審議会において、この中間報告を基にした中間答申（案）が会長から提案され、調査審議の上、全会一致をもって、これが中間答申として決定された。

納本制度審議会の委員及び専門委員の名簿及び調査審議の経過は、この中間答申の末尾に掲載した。

2 用語

この中間答申で使用する用語・概念は、原則として、平成 22 年答申で使用している用語・概念と同一のものであるが、平成 22 年答申と異なる意味で使用している用語・概念、また、平成 22 年答申に含まれていない用語・概念については、必要に応じて、初出の箇所の説明を加えている。

なお、この中間答申で特に注意すべき用語・概念としては、次のものがある。

(1) DRM 等

一般に DRM（デジタル著作権管理）とは、デジタルコンテンツの著作権を保護する目的で、利用や複製を制御・制限する技術の総称であるが、この中間答申では、最終製品であるオンライン資料に対して、（i）長期にわたる保存、（ii）保存のための複製、（iii）複数の端末での閲覧のうち、少なくとも 1 つが不可能であるような制御・制限を行う措置を指して、特に「DRM 等」という。

なお、フットプリント等が付いて何からの複製であるかが同定できるような措置（いわゆる「ソーシャル DRM」）は、単純なものから複雑なものまでその形態が多様であるが、補償の在り方を検討するこの中間答申においては「DRM 等」に含めるものとする¹。

(2) 非ダウンロード型資料

ダウンロード型資料の対極の概念であり、閲覧端末側にコンテンツをダウンロードさせず²、ブラウザ上で閲覧させるだけの資料をいう³。

¹ ただし、（i）（ii）（iii）のいずれも可能であることが客観的に明らかなソーシャル DRM については、「DRM 等」に含めないものとして取扱うこともできると考えられる。

² ただしキャッシュは閲覧端末上に（閲覧中に限り）保存される。

³ こうした資料を指すのに、「クラウド型資料」の語も使用されるが、クラウド型サービスとは、厳密には「複数の端末で、コンテンツの再生や、利用情報の共有を可能にするサービス」の意味であり、ダウンロードの可否とは直接の関係はないため、この中間答申では、このような資料を指す場合、「非ダウンロード型」の語を使用する。

(3) 専用端末型資料

当該資料を納入⁴する時点の技術環境の下で、館の閲覧端末（以下「閲覧用PC」という。）と動作環境が異なる（したがって納入の時点では閲覧用PCでコンテンツを閲覧することのできない）資料をいう。例えば、アプリ⁵の性質を有するオンライン資料のうち、特にiOS又はAndroidOS搭載のタブレット型端末専用のオンライン出版物が、この専用端末型資料に該当する⁶。

3 前提とする収集資料の利用方法

この中間答申においては、平成22年答申第7章「利用に当たっての想定」で述べられている利用方法を前提とする。

⁴ この中間答申においては、オンライン資料を館に送信し、若しくは送付し、又は館が自動収集できるようにすることも「納入」に含む。

⁵ アプリ（アプリケーションソフトウェア）とは、ある特定の目的のために設計されたソフトウェア〔コンピュータプログラム〕のことである。通常、アプリは特定のOS（オペレーティング・システム；コンピュータを動作させるための基本ソフトウェア）との間に対応関係があり、対応関係がないOSの下では作動しない。

⁶ 単体の作品にビューアの機能を搭載した単体アプリと呼ばれるものと、ビューアやライブラリの機能を備えたストア型アプリの中で販売・利用・蓄積されるものがある。

I オンライン資料の収集に伴う補償の内容

平成 16 年 12 月 9 日付納本制度審議会答申「ネットワーク系電子出版物の収集に関する制度の在り方について」（以下「平成 16 年答申」という。）及び平成 22 年答申では、オンライン資料の収集に伴う補償について、次のように述べている。

オンライン資料を館が複製（固定）し、利用に供する行為により私人に生じる損失としては、①オンライン資料の館への固定費用（複製費用）、②館がオンライン資料を利用に供する行為によって生じる経済的不利益（利用による経済的損失）、③納入に係る手続費用（フォーマット変換、DRM解除、メタデータの作成作業、送信のための手続に要する費用）の 3 者が考えられる⁷。

このうち①の「複製費用」については、オンライン資料の複製はデジタル複製であり、納入のための複製の費用は補償を要するほどの額にはならない、また、（発信者の許諾を得て）館が複製する場合には、館の複製作業による損失は発生しない⁸。

②の「利用による経済的損失」は、館が収集したオンライン資料を利用に供することによって減少する利益、すなわちオンライン資料に含まれる著作物等のアクセスに必要な対価に相当する額であると考えられる⁹。この損失の程度は館が行う利用の態様により変動するが¹⁰、有体物の図書館資料については、館内での閲覧とプリントアウトの提供という利用形態に係る経済的損失の補償は不要とされており、オンライン資料の利用についても、これと同様の利用形態（すなわち館内閲覧とプリントアウトの提供）である限りにおいては、補償を要しないと考えられる¹¹。

③の「納入に係る手続費用」のうち、送信のための手続きに要する

⁷ 平成 16 年答申 p.28, 平成 22 年答申 pp.28-29.

⁸ 同上

⁹ 平成 16 年答申 p.28.

¹⁰ 平成 16 年答申 p.29.

¹¹ 平成 16 年答申 p.30, 平成 22 年答申 p.28.

費用は、送信義務の履行に要した人件費及び物件費であるが、定額とするか、個別的・具体的な額によるかが問題となる¹²。

憲法第29条第3項は「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。」としている。もっとも憲法に基づく補償が不要とされた場合においても、制度の円滑な運用等を考慮して、補償を行うこともあり得る。また、憲法上の損失補償に上乗せして補償する必要がある場合も考えられる¹³。

¹² 平成16年答申 p.31.

¹³ 平成16年答申 p.32.

Ⅱ オンライン資料の特性及び分類

1 オンライン資料の特性

オンライン資料は、損失補償を検討する上で、紙媒体やパッケージ系電子出版物とは異なる次のような特性を有している。

(1) 有体物の収用に伴う損失補償の考え方を準用できない

オンライン資料は、インターネット等を通じた配信により流通する「情報」であるため、複製により図書館資料として保存することや、契約により利用することはできても、紙媒体やパッケージ系電子出版物のような有体物の収用に伴う損失補償の考え方を準用することができない。

(2) 「作成部数」の概念が存在しない

オンライン資料の場合、「作成部数」の概念が存在しない¹⁴。このため、製作費用を作成部数で除することによって、1点当たりの「生産費用」(すなわち出版物の編集企画から販売に至るまでの総経費を作成部数で除した金額(利潤を含まない。))を求めることはできない。

(3) 複製が容易である

DRM等でコントロールされている場合を除くと、オンライン資料の場合、複製を非常に容易に行うことができ、納入のために複製して送信する場合でも、当該複製に要する費用は極めて低廉である。

(4) 出版及び分割が容易であり、従来の出版点数の考え方が適用されにくい

オンライン資料の「出版」は、例えば製作した著作物を自身のホームページに公開することにより達成することができる。分割も容易で

¹⁴ 平成 22 年答申 p.28.

あり、単行図書の一章、逐次刊行物の個々の論文など、従来では出版物として取扱う単位とはならなかった出版物の一部をそれぞれ独立した単位として公開することが可能である。また、製作した著作物のファイルは出版者の手元にあるため、修正版の「出版」である改訂も、容易に行うことができる。したがって、オンライン資料の出版・改訂の費用は、特に自費出版の場合には、紙媒体の出版・改訂の費用に比べて低く抑えることが可能であり、出版点数も従来の考え方が適用されにくい。

(5) 価格が固定されておらず、また価格の改定が容易である

オンライン資料は著作物再販適用除外制度の対象外と解されているため、オンライン資料の「定価」はなく、その価格は頻繁に変更がなされ得る。

かつ、オンライン資料の価格は本体に表示することが不可能であり、出版者のホームページや電子書籍書店の販売サイト上で表示されているため、価格の改定も容易に行うことができる。

紙媒体やパッケージ系電子出版物の納入に対しては、館は代償金の形で、物の収用に伴う損失に対する補償を行っている。この補償は、生産費用の補償¹⁵及び館への送付等に要する費用の補償から構成されている¹⁶。しかし、オンライン資料の場合には、上述の特性から、特にその出版に要する費用について紙媒体やパッケージ系電子出版物の場合における代償金の考え方を準用することは困難であると考えられる。

また、同様に上述の特性から、オンライン資料には、スパム電子書籍¹⁷や専ら館からの補償を得ることを目的とした高額の（自費）出版物の発生のリスクが、紙媒体やパッケージ系電子出版物の場合に比べ

¹⁵ 例えば図書の場合、この「生産費用」の補償水準を、「小売価格」の4割から6割に相当すると算定している。

¹⁶ 平成22年答申 p.28.

¹⁷ 著しく頻度の高いペースで（しばしば機械的に）作製・出版される、ほぼ同一内容の出版物。

て高いという特徴がある。オンライン資料の補償に関する制度設計を行う際には、この点に留意して適切な対策を講じる必要がある。

2 オンライン資料の分類

オンライン資料の在り方は多様であるが、館におけるオンライン資料の制度的収集に伴う補償を考える上では、2つの軸によって分類することが有用であると考えられる。第1の軸は、有償であるか無償であるか、第2の軸は、DRM等が付与されているか否かである。この2つの軸によって、オンライン資料は、次のAからDの4種類の資料群に区分される。

	無償出版物	有償出版物
DRM等なし	A	B
DRM等あり	D	C

A＝「DRM等の付与されていない無償出版物」

〔例〕大学・民間研究所等のジャーナル、大学・民間研究所等の報告書、広報誌、自費出版

(古河電工時報 <<http://www.furukawa.co.jp/jiho/index.htm>>)

B＝「DRM等の付与されていない有償出版物」

〔例〕商用電子書籍、自費出版

(BOOKPUB <<http://bookpub.jp/publishers>>)

C＝「DRM等の付与されている有償出版物」

〔例〕通常の商用電子書籍・電子雑誌、自費出版

D＝「DRM等の付与されている無償出版物」

〔例〕自費出版

(eブックランド <<http://www.e-bookland.net/>>)

この中間答申においては、A群資料については網羅的に検討を行い、B群資料、C群資料及びD群資料については、現時点までの検討結果を記した。

Ⅲ オンライン資料の収集に関する補償

補償の対象、補償額の具体的な水準及びその算定方法（又は算定のための考え方）は、前章第 2 節の資料群ごとに、それぞれ次のとおりであると考えられる。

なお、本章の第 1 節から第 3 節までの各群資料は、ダウンロード型であり、かつ館の閲覧用 PC でコンテンツを閲覧することができる資料であること（すなわち専用端末型資料でないこと）を前提としている。非ダウンロード型資料については本章の第 4 節、専用端末型資料については本章の第 5 節で改めて論じる。また、一括代行機能の活用により収集を行う場合の補償については本章の第 6 節で論じる。

1 A 群資料（DRM 等の付与されていない無償出版物）の収集に関する補償

(1) 複製費用及び利用による経済的損失

A 群資料について、納入のための複製は容易に行うことができ、複製費用は補償を要するほどの額にはならないと考えられる。また、A 群資料は無償出版物であるため、館による複製・利用によって売上減少等の経済的不利益が生じていない¹⁸。

したがって、A 群資料については、複製費用及び利用による経済的損失に対する補償は、不要（すなわち無償）とするのが妥当である。

(2) 納入に係る手続費用

A 群資料の納入に係る手続費用の検討対象としては、①識別情報（メタデータ）の付与、②アップロードのオペレーション作業（送信作業）、③送料の 3 つが考えられる。

オンライン資料の収集方法としては、送信（資料を 1 点ずつ、又はまとめて指定のサーバに送信すること）、送付（記録媒体（DVD 等）

¹⁸ 平成 16 年答申 p.30.

に格納し、郵送により送付すること)、自動収集(館の収集ロボット等により自動収集を行うこと)が考えられるが、①については全ての収集方法において、②については送信による場合に、③については送付による場合にそれぞれ必要となる費用である。

① 識別情報(メタデータ)の付与

オンライン資料を当館へ送信・送付するに際しては、コンテンツを識別するため、タイトル(title)、著者(creator)、発行者(publisher)、発行年月日(issued date)、ファイル形式(type)等の必要最小限の項目について、識別情報(メタデータ)の付与を義務付ける。

これらの必要最小限の識別情報は、オンライン資料が「出版物」として流通する上で必要不可欠の項目であり、館への納入以前の段階で、既に当然に付与されているものと考えられる。

したがって、館が、送信すべきオンライン資料にその識別情報を添付することを義務付けても、それに伴って新たに発生する費用は一般に僅かであり、その費用は、補償を要するほどの額にはならないと考えられる。

以上の点に鑑み、A群資料についての識別情報(メタデータ)の付与は、上記にいう必要最小限の項目に関する限り、無償とするのが妥当である。

② アップロードのオペレーション作業(送信作業)

A群資料の送信作業としては、具体的には、ID・パスワードにより館のサーバにログインし、館のデジタルアーカイブシステムの登録機能を使用して個別にコンテンツを登録するか、まとめてFTP(インターネットでファイルを転送する際の通信手順)により送信することが考えられる。

このような作業は、1件当たりの人件費・物件費のいずれについても、通常は補償を要するほどの額にはならないと考えられる。

以上の点に鑑み、A群資料についての送信作業に関する費用は、無償とするのが妥当である。

③送料

A群資料の送料としては、具体的には、館が指定する記録媒体（DVD等）に格納し、郵送することが考えられる。

これに対しては、記録媒体と郵送に要する最小限度の実費を補償するのが妥当である。

2 B群資料（DRM等の付与されていない有償出版物）及びC群資料（DRM等の付与されている有償出版物）の収集に関する補償

(1) 複製費用及び利用による経済的損失

B群資料及びC群資料の複製費用については、A群資料と同様に考えられる。また、第I章で述べたように、館内の閲覧とプリントアウトの提供という利用形態に係る経済的損失の補償は不要と指摘されている¹⁹。

したがって、B群資料及びC群資料については、複製費用及び利用による経済的損失に対する補償は、不要（すなわち無償）とするのが妥当であるように考えられる。

ただし、現行の代償金制度の下では、仮にB群資料及びC群資料と同一のコンテンツがパッケージ系電子出版物として納入された場合、その小売価格の4割以上6割以下の金額が代償金として支払われる。これに対しては、「内容が同一であり、かつ利用形態が同一である電子出版物のコンテンツ本体部分に対しては、補償について同一の取り扱いがなされるべきである。出版形態の違いによって、一方が無償、他方が有償となることは、均衡がとれた取り扱いではない。」という批判が生まれる余地があるとも考えられる。また、オンライン資料は、義務履行の形態が有体物である紙媒体やパッケージ系電子出版物に比して単純ではなく、納入しないことに対する罰則規定を設けても実効性の

¹⁹平成16年答申 p.30, 平成22年答申 p.28.

確保は困難²⁰であることと考え合わせると、有償出版物であるB群資料及びC群資料の収集に対する補償を無償とした場合、当該資料が十分に収集されないことが懸念される。そのような状況の下では、館が「文化財の蓄積及びその利用」という国立国会図書館法（昭和23年法律第5号）に定める目的を十全に達成することが困難になることが考えられる。

以上の点を勘案すれば、B群資料及びC群資料については、第I章という政策的補償やその他のインセンティブの付与を行う余地があると考えられる。

B群資料に対する政策的補償の方法としては、金銭で補償する場合には、例えば従来の紙媒体及びパッケージ系電子出版物の代償金と同水準の金額を上限として補償を行うことが考えられる。

C群資料に対する政策的補償の方法としては、金銭で補償する場合には、例えば従来の紙媒体及びパッケージ系電子出版物の代償金と同水準の金額を上限として、そこからDRM等が付与された状態を解消する措置に要する実費（別途、納入に通常要すべき費用として補償）を差し引いた金額について補償を行うことが考えられる。

また、オンライン資料は、再販価格維持制度がおそらく適用されず、価格が固定されないという特性がある。価格に依拠した政策的補償が困難である場合には、1件あたりの定額制で政策的補償を行うことも考えられる。

このような形で政策的補償等を行う場合は、オンライン資料が、スパム電子書籍や高額な（自費）出版物等が発生するリスクが高い資料であることを踏まえ、納入すべき資料の範囲、補償額の算定方法、納入方法等について十分に検討し、注意深い制度設計を行うことが必要である。

(2) 納入に係る手続費用

B群資料の「納入に係る手続費用」については、その納入に要する

²⁰ 平成22年答申 p.30.

手続きが A 群資料と同様であると想定されるため、A 群資料と同様に考えられる。

C 群資料の「納入に係る手続費用」の検討対象としては、A 群資料と同様、①識別情報（メタデータ）の付与、②アップロードのオペレーション作業（送信作業）、③送料に加えて、④DRM 等が付与された状態の解消等が考えられる。

ただし、C 群資料については、しばしば一出版者あたりの発行点数が多いことから、A 群資料とは作業の負荷が異なるとも考えられるため、①から③の補償の内容については、別途検討すべきである。また、DRM 等が付与された状態の解消等を行うための費用については、現時点では、具体的な作業工程及び費用水準に関する情報が不足しているため、情報を収集した上で、さらに審議を行う必要がある。

3 D 群資料（DRM 等の付与されている無償出版物）の収集に関する補償

D 群資料の補償について特に問題となるのは、納入に係る手続費用として、DRM 等が付与された状態の解消等を行うための費用が必要となることである。しかし、この費用については、現時点では、具体的な作業工程及び費用水準に関する情報が不足しているため、情報を収集した上で、さらに審議を行う必要がある。

それ以外の補償については、A 群資料と扱いを変える理由はない。

4 非ダウンロード型資料の収集に関する補償

非ダウンロード型資料のコンテンツを館に納入する場合には、通常の配信とは異なり、サーバ内のコンテンツを切り出して送信・送付することとなる。したがって、納入のための特別の措置が必要となるため、このような措置に対しては補償が必要であると考えられる。

現時点では、このような非ダウンロード型資料の具体的な収集方法

について確定していないため、具体的な補償額を算定することはできない²¹。

5 専用端末型資料の収集に関する補償

専用端末は、多数のバリエーションが存在するとともに技術的な変遷が激しく、専用端末型資料の閲覧のために対応する専用端末を全て整備し続けることは実務的に難しい。したがって、専用端末型資料については、閲覧用PC用のエミュレーター²²が開発されなければ、館で閲覧させることは困難である。当該資料については、現時点では具体的な収集方法が確定していないため、補償額について具体的に算定することはできない。

6 代行納入の方法を採る場合の費用

(1) 代行納入の概要

平成 22 年答申では、オンライン資料の収集方法として、出版物の「納入」を一括して代行する機能を活用する方策を検討する必要性を指摘している²³。このような方策が効率的な収集に資する状況においては、代行納入による収集も想定されるため、以下この場合に必要な費用について述べる。

現行の納本制度では、納入の一括代行事務に要する金額として館長が告示する金額を、出版物の納入事務を一括して代行する者として館長が指定するもの（以下「納入一括代行者」という。）に対して支払

²¹ なお、クラウド型と呼ばれるサービスは、購入したコンテンツの購入履歴、利用履歴、ID をサーバで管理し、ID により複数の端末での閲覧を管理する仕組みである。各端末での閲覧方法は、ダウンロード型、ストリーミング型、その組み合わせなど様々である。閲覧方法がダウンロード型である場合は、DRM によりコンテンツの閲覧・複製が制御される。

²² あるシステム上で他の OS の機能を再現し、その OS 向けのアプリを動作させるソフトウェア。

²³ 平成 22 年答申 p.30.

っている²⁴。オンライン資料の収集においても、納入一括代行者に相当する者（以下「代行機関」という。）により、オンライン資料を一括して収集することが想定される。具体的な代行機関としては、例えば、多数のオンライン出版物の流通を行っている組織である、いわゆる電子取次や電子書籍書店が考えられる。

(2) 業務の内容

代行機関が行う業務の内容は、収集に関する義務を負う者が行うべき作業のほか、例えば次の業務が想定される。

① 重複調査

複数のファイルフォーマットで流通している同一内容のコンテンツがあった場合、館に納入するコンテンツを識別する。また、納入済み資料との重複調査を行う。

② その他の業務

- ・ 出版情報の把握
- ・ 出版者への納入督促
- ・ 館で保存・利用を行うために必要な措置の判定
- ・ 納入資料の（一次的な）ウィルスチェック

(3) 代行手数料の金額

代行機関が行う業務に対しては、手数料（代行手数料）を支払うことが適当である。ただし、現時点で代行機関が行う業務は確定しておらず、また、代行手数料については、妥当な金額を算定できる材料が非常に少ない。

したがって、代行手数料の金額を、現在の段階で示すことは困難である。当該金額については、今後、例えば、代行納入の業務フロー及び代行業務の具体的内容を確定した上でその作業量を算定し、紙媒体

²⁴ 国立国会図書館法第二十五条の規定により納入する出版物の代償金額に関する件（昭和50年国立国会図書館告示第1号）第2項及び第3項

及びパッケージ系電子出版物の納入に関する代行手数料の金額等を参考として、納本制度審議会の上で決定するのが妥当であるとも考えられる。

おわりに

B 群資料、C 群資料及び D 群資料、非ダウンロード型資料並びに専用端末型資料については、さらに審議を継続する必要がある。

なお、審議会では、オンライン資料の保存の在り方の一つとして、ダークアーカイブ²⁵についても言及があった。

また、審議会では、オンライン資料を館が複製（固定）し、利用に供する行為により私人に生じる損失に対する補償の在り方を中心としてこれまで審議を行ってきた。しかし、第 I 章及び第 III 章第 2 節で述べたとおり、制度の円滑な運用等を考慮して、政策的補償等を検討することもあり得る。ただし、この場合においては、このような補償等を行うことによる効果を考慮して、補償等を行うことの是非、補償等を行う場合の水準及び算定方法を慎重に検討する必要がある。

²⁵ ダークアーカイブとは、1つあるいは複数の信頼のおける第三者機関によって確実に所蔵され、厳しい条件（「トリガー・イベント」として知られる。）が満たされる時だけ利用者がアクセスすることができる、オンラインコンテンツのアーカイブをいう。オランダ国立図書館の e-Depot は、ダークアーカイブの一例である。

国図収 1109072 号
平成 23 年 9 月 20 日

納本制度審議会会長
中山 信 弘 殿

国立国会図書館長
長 尾 真

諮 問 書

納本制度審議会規程（平成 9 年国立国会図書館規程第 1 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり諮問する。

（諮問）

平成 22 年 6 月 7 日付け納本制度審議会答申「オンライン資料の収集に関する制度の在り方について」におけるオンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について

（説明）

上記答申においては、オンライン資料の収集及び利用に当たっての経済的補償について、(1) オンライン資料にはそもそも「印刷・製本」の工程、「作成部数」の概念が存在せず、また、「小売価格」に相当する額であるが、インターネット等において公衆に提示されている「価格」は当該資料の利用料としての「価格」であることを考慮すると、代償金の考え方を準用することは困難であること、(2) オンライン資料の納入のための複製はデジタル複製であり、納入のための複製の費用も補償を要するほどの額にはならず、この点でも代償金の考え方を準用するのは困難であること、(3) 利用形態が閲覧、複写及びレファレンスである限りにおいては、有体物の図書館資料の利用の場合と同様に、補償を要しないと考えられること、(4) オンライン資料の収集方法として送信による収集が行われる場合については、フォーマット変換、デジタル著作権管理（DRM）解除、メタデータの作成作業や送信のための手続に要する費用がオンライン資料の「納入に通常要すべき費用」に相当するものとして考えることもできることなどが記述されている。

この答申に基づいて国立国会図書館がオンライン資料の制度的収集を行うに際しては、費用補償の対象、補償額の具体的な水準及びその適正な算定方法について、特に中立・公正な観点から決定することが必要であると考えられる。そこで、当該制度的収集について、費用補償の対象及び水準はいかなるものであるべきか、また、適正な補償額はいかにして算定すべきか、について調査審議をお願いしたい。

納本制度審議会委員・専門委員名簿

(平成24年3月6日現在) (五十音順)

会 長	中山 信弘	明治大学特任教授、東京大学名誉教授	
会長代理	濱野 保樹	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授	
委 員	秋山 耿太郎	社団法人日本新聞協会会長	
	石崎 孟	社団法人日本雑誌協会理事長	
	遠藤 薫	学習院大学法学部教授	
	相賀 昌宏	社団法人日本書籍出版協会理事長	
	角川 歴彦	角川グループホールディングス取締役会長	
	岸本 佐知子	翻訳・著述業	
	北川 直樹	一般社団法人日本レコード協会会長	
	福井 健策	弁護士	
	藤本 由香里	明治大学国際日本学部准教授	
	三輪 眞木子	放送大学 ICT 活用・遠隔教育センター教授	
	山崎 厚男	社団法人日本出版取次協会会長	
	山本 隆司	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
	湯浅 俊彦	立命館大学文学部准教授	
			(15名)
	専門委員	植村 八潮	東京電機大学出版局局长
大久保 徹也		株式会社集英社常務取締役	
三瓶 徹		一般社団法人日本電子出版協会事務局長	
		(3名)	

オンライン資料の補償に関する小委員会所属の委員及び専門委員

小委員長 福井 健策

委員 山本 隆司

湯浅 俊彦

専門委員 植村 八潮

大久保徹也

三瓶 徹

(6名)

調査審議の経過

1 納本制度審議会

第 21 回 平成 23 年 9 月 20 日

- ① 国立国会図書館長の諮問
- ② オンライン資料の補償に関する小委員会の設置
- ③ 同小委員会所属委員の指名
- ④ 同小委員会の小委員長の指名

第 22 回 平成 24 年 3 月 6 日

- ① オンライン資料の補償に関する小委員会における調査審議の経過及び中間報告書に関する報告について了承
- ② 納本制度審議会中間答申「オンライン資料の補償について」の決定

2 オンライン資料の補償に関する小委員会

オンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用についての問題は、オンライン資料の流通の実態や法的・技術的な面で、専門的事項を調査審議する必要があるため、納本制度審議会議事運営規則第 10 条の規定に基づいて設置された。

第 1 回 平成 23 年 10 月 20 日 収集対象、DRM 等の付与されていないオンライン出版物の補償

第 2 回 平成 23 年 11 月 22 日 有償のオンライン出版物の補償、小委員会報告案の検討